委託契約における特命随意契約の結果について
（地方公営企業法施行令第21条の13第１項第３号又は第４号の規定に基づく契約を除く）

No.	案件名称	担当部署 所在地／問合せ先	契約日	契約の相手方名 所在地	契約金額 （円）	随意契約理由 （根拠法令）
1	健康診断（人間ドック受診者分）	水道局経営企画課 神戸市中央区橘通3-4-2 ℡：078-381-8167	2026年4月1日	神戸市職員共済組合 神戸市中央区京町72番地　新クレセントビル9階	・職員定期健康診断 7,720円／件 ・前立腺がん検診 500円／件 ・職員婦人科(乳がん)検診 1,000円／件 ・胃部検診 5,640円／件 ・大腸検診 1,620円／件 （採用単価に数量を乗じた額の10%の金額を支払時に加算する）	事業主に実施義務がある法定健康診断、前立腺がん検査、乳がん検査、胃部検査、大腸検査は、神戸市職員共済組合が実施する人間ドッグの検査項目に含まれており、単独で行うより神戸市職員共済組合に委託する方が安価で効率的に実施できるため。 （地方公営企業法施行令第21条の13第１項第２号に該当）
2	コンビニエンスストア収納業務	水道局営業課 神戸市中央区橘通3-4-2 ℡：078-797-5555	2026年4月1日	㈱ローソン 東京都品川区大崎1-11-2 ㈱ファミリーマート 東京都港区芝浦3-1-21 ㈱セブンイレブン・ジャパン 東京都千代田区二番町8-8 山崎製パン㈱ 東京都千代田区岩本町3-10-1 ㈱しんきん情報サービス 東京都港区港南1-8-27	（支出予定額） 80,241,000	お客さまの利便性を考慮し、神戸市内に広く店舗展開しているコンビニエンスストアを選定しているため。 （地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当）
3	水道事業に係る収納データ作成等業務	水道局営業課 神戸市中央区橘通3-4-2 ℡：078-797-5555	2026年4月1日	㈱さくらケーシーエス 神戸市中央区播磨町21-1	14,600,000	本業務は、総括出納取扱機関の三井住友銀行が各金融機関等から集約した領収済通知書を用いて収納データを作成し、三井住友銀行に結果報告を行う必要があるため、本業務の履行と三井住友銀行との調整を行える唯一の事業者であるため。 （地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当）
4	上下水道料金等口座振替伝送業務	水道局営業課 神戸市中央区橘通3-4-2 ℡：078-797-5555	2026年4月1日	㈱さくらケーシーエス 神戸市中央区播磨町21-1	（支出予定額） 6,112,000	本業務は、当局が作成した口座振替依頼データを各金融機関に送付し、その結果データを当局に返却するが、総括出納取扱機関の三井住友銀行との連絡等を必要とするため、本業務の履行と三井住友銀行との調整を行える唯一の事業者であるため。 （地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当）

委託契約における特命随意契約の結果について
（地方公営企業法施行令第21条の13第１項第３号又は第４号の規定に基づく契約を除く）

No.	案件名称	担当部署 所在地／問合せ先	契約日	契約の相手方名 所在地	契約金額 （円）	随意契約理由 （根拠法令）
5	指定納付受託者による水道料金等のクレジットカード決済に係る納付業務	水道局営業課 神戸市中央区橘通3-4-2 ℡：078-797-5555	2026年4月1日	三井住友カード㈱ 大阪市中央区今橋4-5-15 ㈱ジェーシービー 東京都港区南青山5-1-22 ㈱クレディセゾン 東京都豊島区東池袋3-1-1 イオンフィナンシャルサービス㈱ 東京都千代田区神田錦町1-1 ㈱ジャックス 大阪市中央区伏見町4-1-1	（支出予定額） 57,856,000 不課税	請求スケジュール、手数料等本市の定める要件を満たした運用を実施できる業者であり、かつ地方自治法で定める指定納付受託者の要件を満たすものとして本市が指定しているため。 （地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当）
6	水道料金等のクレジット継続払い受付及び決済に係るデータ処理業務	水道局営業課 神戸市中央区橘通3-4-2 ℡：078-797-5555	2026年4月1日	㈱エフレジ 大阪市北区大深町4-20	（支出予定額） 21,618,000	当該業者は、本業務を行うにあたり、専用システムを構築しており、本業務を行うことができる唯一の事業者であるため。 （地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当）
7	水道料金等のWeb口座振替受付サービス業務	水道局営業課 神戸市中央区橘通3-4-2 ℡：078-797-5555	2026年4月1日	ヤマトシステム開発㈱ 東京都江東区南砂2-5-15	（支出予定額） 4,620,000	本業務は、口座情報等の電子データを金融機関に送受信する必要があるが、還元データを安全性の高いLGWAN（総合行政ネットワーク）経由で提供している唯一の事業者であるため。 （地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当）
8	お客様サポートシステム機能追加改修業務	水道局営業課 神戸市中央区橘通3-4-2 ℡：078-797-5555	2026年4月1日	㈱第一コンピュータリソース 大阪市中央区安土町2-3-13	33,605,000	本システムは競争入札によって当該事業者が開発し、運用保守業務を継続する神戸市独自のシステムである。本業務遂行にあたっては、本システムに関する知識及び運用ノウハウが必要不可欠であり、当該事業者はこれらを有する唯一の事業者であるため。 （地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当）
9	水道料金・下水道使用料等スマート決済サービス業務	水道局営業課 神戸市中央区橘通3-4-2 ℡：078-797-5555	2026年4月1日	SMBC GMO PAYMENT㈱ 東京都江東区豊洲2-2-31	（支出予定額） 14,640,000	この決済サービスは受託者が開発・運用する受託者独自のシステムであり、当該事業者はこれらを提供する唯一の事業者であるため。 （地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当）
10	令和8年度営業オンラインシステム改修業務	水道局営業課 神戸市中央区橘通3-4-2 ℡：078-797-5555	2026年4月1日	日本電気㈱ 神戸市中央区東町126	13,117,500	本システムは、日本電気株式会社製のパッケージソフトをベースに開発されており、著作権は日本電気株式会社に帰属しているため。 （地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当）
11	神戸市水道局お客さま受付センター受付業務改善に係る追加分析等業務	水道局営業課 神戸市中央区橘通3-4-2 ℡：078-797-5555	2026年5月20日	㈱NTTマーケティングアクトProCX 大阪市都島区東野田町4-15-82	21,285,000	本業務は、お客さま受付センターの通話録音データ等を用いた分析業務であり、必要なデータの利用権限及び運用知識を有する現行受託者のみが履行可能であるため。 （地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当）

委託契約における特命随意契約の結果について
（地方公営企業法施行令第21条の13第１項第３号又は第４号の規定に基づく契約を除く）

No.	案件名称	担当部署 所在地／問合せ先	契約日	契約の相手方名 所在地	契約金額 （円）	随意契約理由 （根拠法令）
12	水道施設場内防草対策業務	水道局技術企画課 神戸市中央区橘通3-4-2 ℡：078-381-9586	2026年4月1日	一般財団法人　神戸市水道サービス公社 神戸市須磨区大池町５丁目６番30号	145,541,000	・限られた人員で増大する水道施設の更新需要に対応していくためには、局職員はより基幹的な業務に注力していくことが求められ、本来局が実施すべき業務においても、効率的な外部委託を検討する必要がある。 ・本業務は、局職員に代わって、本市の積算システムの使用や契約監理課への入札手続きを行う業務が含まれており、公平性と中立性を確保するとともに、守秘義務を果たすことができ、公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）第２２条の規定条件を備えるものへの委託が求められるため。 （地方公営企業法施行令第21条の13第１項第２号に該当）
13	水道施設巡回点検・管理業務	水道局技術企画課 神戸市中央区橘通3-4-2 ℡：078-381-9586	2026年4月1日	一般財団法人　神戸市水道サービス公社 神戸市須磨区大池町５丁目６番30号	120,429,100	・本業務における対象施設は構造、周辺環境等が様々であり、留意すべきポイントなどが施設ごとに異なっているため、適切に本業務を遂行するには、神戸市水道施設に対する一定の知識が必要となる。 ・下記委託候補先は、本業務に必要となる経験・知識を有しており、民間事業者への技術移転に向けた受け皿としてこれまでも技術移転を実施している。 ・引き続き安定的な受注体制の構築に向けた技術移転先の拡大を図る必要があるが、準公共的な立場で本業務を適切に遂行できるものは、下記候補以外にないため。 （地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当）
14	水道施設場内管理監理業務	水道局技術企画課 神戸市中央区橘通3-4-2 ℡：078-381-9586	2026年4月1日	一般財団法人　神戸市水道サービス公社 神戸市須磨区大池町５丁目６番30号	20,461,100	・限られた人員で増大する水道施設の更新需要に対応していくためには、局職員はより基幹的な業務に注力していくことが求められ、本来局が実施すべき業務においても、効率的な外部委託を検討する必要がある。 ・本業務では局職員に代わり、別途契約する単価契約業者の履行確認、施設の状況を踏まえた作業計画の立案や近隣住民との調整内容等が含まれており公平中立な業務執行が求められる。 （地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当）
15	産業廃棄物埋立処分業務	水道局技術企画課 神戸市中央区橘通3-4-2 ℡：078-381-9586	2026年4月1日	大阪湾広域臨海環境整備センター 大阪市北区中之島二丁目２番２号	12,870円/t	委託予定先は広域臨海環境整備センター法（昭和56 年法律第76 号）に基づいて設立された団体であり、大阪湾圏域２府４県の市町村からの委託を受けて、廃棄物の処分を行っている。本市についても、同センターとの間で締結した基本協定書（昭和60 年４月１日付）において、政令で定める産業廃棄物による海面埋立てを当該団体に委託すると規定しており、本契約を締結する相手方としては、当該団体以外にないため。 （地方公営企業法施行令第21条の13第1項第２号に該当）

委託契約における特命随意契約の結果について
（地方公営企業法施行令第21条の13第１項第３号又は第４号の規定に基づく契約を除く）

No.	案件名称	担当部署 所在地／問合せ先	契約日	契約の相手方名 所在地	契約金額 （円）	随意契約理由 （根拠法令）
16	給・配水管路情報データ提供業務	水道局配水課 神戸市中央区橘通3-4-2 ℡：078-958-7688	2026年4月1日	一般財団法人　神戸市水道サービス公社 神戸市須磨区大池町５丁目６番３０号	6,832,100	・令和9年度に予定している神戸市情報マップへの移行に向け、現行システムを活用した段階的な移行を実施する必要がある。本業務では、現行サービスの継続運用を行いながらシステム改修及び制度変更対応を一体的に進める必要があり、システムの仕様及び運用内容を熟知した事業者による実施が不可欠である。 ・また、利用者登録制度の廃止までの間、既登録者への周知、登録情報の更新及び利用者対応等を継続して行う必要がある。 ・これらへの弾力的な対応が可能な唯一の事業者であるため。 （地方公営企業法施行令第21条の13第1項第２号に該当）
17	水道管路（漏水調査・水質維持）管理業務	水道局配水課 神戸市中央区橘通3-4-2 ℡：078-958-7688	2026年4月1日	一般財団法人　神戸市水道サービス公社 神戸市須磨区大池町５丁目６番３０号	85,063,000	・本業務では、水の品質や安全に直接関連する部分やそれらを守りながら業務全体の計画及びマネジメントを必要とする部分については、公的な役割（水道局職員と同等の能力）を有することが求められる。 ・また、水道施設の更新需要が増大する中で、本市においてより基幹的な業務に注力していく必要があるため、水道局職員と同等の技術力を有し、地元を含め業務に関連する第三者との交渉、折衝等も本市の代理者として遂行可能なものへの委託を要する。 ・加えて、軽易かつ定型的な業務については本市の将来的な人員体制を鑑みて民間企業への技術移転を試行的に進めるなど、調査・検討において弾力的な業務執行が期待できる準公的機関に委託することが適切である。 （地方公営企業法施行令第21条の13第1項第２号に該当）
18	各所水管橋塗替え工事監理等業務	水道局配水課 神戸市中央区橘通3-4-2 ℡：078-958-7688	2026年5月15日	一般財団法人　神戸市水道サービス公社 神戸市須磨区大池町５丁目６番３０号	154,541,200	・業務には公共工事の発注事務等を含み、公共工事の品質確保の促進に関する法律第22条の規定条件を備え、工事発注に伴う積算技術や入札方法について公正性を確保できるものへの委託を要する。 ・また、水道施設の更新需要が増大する中で、本市においてより基幹的な業務に注力していく必要があるため、水道局職員と同等の技術力を有し、地元を含め業務に関連する第三者との交渉、折衝等も本市の代理者として遂行可能なものへの委託を要する。 以上より、業務の性質又は目的が競争入札に適しないため。 （地方公営企業法施行令第21条の13第1項第２号に該当）

委託契約における特命随意契約の結果について
（地方公営企業法施行令第21条の13第１項第３号又は第４号の規定に基づく契約を除く）

No.	案件名称	担当部署 所在地／問合せ先	契約日	契約の相手方名 所在地	契約金額 （円）	随意契約理由 （根拠法令）
19	配水管更新工事にかかる設計施工監理等業務（西区富士見が丘ほか）	水道局配水課 神戸市中央区橘通3-4-2 ℡：078-958-7688	2026年6月12日	一般財団法人　神戸市水道サービス公社 神戸市須磨区大池町５丁目６番３０号	365,282,500	本業務は、公共工事の発注事務等を含み、公共工事の品質確保の促進に関する法律第 ２２条の規定条件を備えるものへの委託を要する。 また、本業務に含まれる工事監理等においては、水道工事に関する知識や経験、技術 に加え、本市水道施設の特徴を熟知している必要がある とともに、水道局に代わって 道 路管理者など関係機関との協議や申請等を円滑に進めることが求められる ため 。 （地方公営企業法施行令第21条の13第1項第２号に該当）
20	令和８年度神戸市水道システム再構築計画立案システムサポート他業務	水道局配水課 神戸市中央区橘通3-4-2 ℡：078-958-7688	2026年7月15日	尼崎市浜１丁目１番１号 (株)管総研	8,250,000	現在、使用しているP-DES は、水道局と管総研が共同開発したシステムである。本業務を遂行するためには、①当該システム全体の状況を把握し遠隔に運用できること、②データ構造等に精通し不具合への対応など円滑に遂行できること、などが挙げられる。これらの要件を満たしている唯一の者であるため。 （地方公営企業法施行令第21条の13第1項第２号に該当）
21	東灘（魚崎南町他）配水管取替工事に伴う地質及び地下水調査業務	水道局配水課 神戸市中央区橘通3-4-2 ℡：078-958-7688	2026年7月28日	西宮市産所町２－６ スミカワ研究所(有)	11,599,500	本業務は過去の事例や調査データと併せて宮水への影響を分析することが必要であるが、上記委託予定先は灘五郷酒造組合水資源委員会の委員として 50 年以上の長きに わたり 当該地域の宮水 保全や調査 を行って いる、当該データ を有する 唯一の事業者である ため 。 （地方公営企業法施行令第21条の13第1項2号に該当）
22	給水装置工事AI図面審査アプリケーション（職員用）及びAI図面セルフチェックアプリケーション（事業者用）運用保守委託業務	水道局給水課 神戸市中央区橘通3-4-2 ℡：078-341-1803	2026年4月1日	富士通Japan株式会社 神戸市中央区磯上通7-1-5	19,231,223	当該事業者は、AI 審査アプリ（令和5年度実施の公募により選定）及びAI 図面セルフチェックアプリを開発しているが、本業務を遂行するためには、両アプリのプログラム仕様や設定情報等にかかる知識のほか運用ノウハウが不可欠であり、開発者である当該事業者以外が実施することは困難であるため。 （地方公営企業法施行令 第21条の13第１項第2号に該当）
23	給水装置工事申請における図面作成アプリケーションの更新及び運用保守業務	水道局給水課 神戸市中央区橘通3-4-2 ℡：078-341-1803	2026年4月1日	株式会社AMDlab 神戸市中央区栄町通5-2-2-202	15,818,000	当該事業者は、令和６年度実施の公募により選定され、図面作成アプリを開発しているが、本業務を遂行するためには、同アプリのプログラム仕様や設定情報等にかかる知識のほか運用ノウハウが不可欠であり、開発者である当該事業者以外が実施することは困難であるため。 （地方公営企業法施行令 第21条の13第１項第2号に該当）

委託契約における特命随意契約の結果について
（地方公営企業法施行令第21条の13第１項第３号又は第４号の規定に基づく契約を除く）

No.	案件名称	担当部署 所在地／問合せ先	契約日	契約の相手方名 所在地	契約金額 （円）	随意契約理由 （根拠法令）
24	AI 自動音声応答サービスを活用した給水相談電話対応改善業務	水道局給水課 神戸市中央区橘通3-4-2 ℡：078-341-1802	2026年4月1日	株式会社AI Shift 東京都渋谷区渋谷2-24-12 渋谷スクランブルスクエア22階	4,864,200	当該事業者は、令和6 年度の公募により選定され、給水課向けにボイスボットシステムをAIShift 社のSaaS 環境上で構築し、引き続きボイスボットの開発・改善に加え、効率的な利用方法の検討・導入にも取り組んでおり、さらなる業務の効率化を進めているため、継続性の観点から契約の延長が必要である。 さらに、本業務を遂行するためには、当初の委託目的である「日々進化するAI を活用するシステム」に関する高度な知識とノウハウに加え、「生成AI 等に関する市長指定のセキュリティポリシー」に適合しているAIShift 社のSaaS 環境を使用することが不可欠である。 これらの要件を満たすことは、当該事業者以外では困難であるため。 （地方公営企業法施行令第21条の13第１項第２号に該当）
25	メーター管理及び給配水資材等管理業務	水道局給水課 神戸市中央区橘通3-4-2 ℡：078-341-2801	2026年4月1日	一般財団法人　神戸市水道サービス公社 神戸市須磨区大池町５丁目６番３０号	75,636,000	本業務の施行には、水道メーターや給配水資材など水道局の資産を管理するため、企画調整局のセキュリティポリシーにより市関係部局か市外郭団体しか設置できない財務会計端末を使用する業務である。 また水道メーターに不具合があった場合、水道局に代わって検査の結果など専門性の高い内容をお客さまへ分かりやすく説明することが必要である。上記条件を満たし、確実に業務を履行できるのは、委託予定先以外にないため。 （地方公営企業法施行令第21条の13第１項第２号に該当）
26	神戸市工業用水道 水量遠隔監視システム サーバー運用保守管理業務	水道局給水課 神戸市中央区橘通3-4-2 ℡：078-341-5606	2026年4月1日	株式会社KWS 神戸市中央区加納町３丁目11－4　KEN2ビル202	7,882,600	本業務で保守管理する工業用水道水量遠隔監視システム及びサーバーは、委託先候補者が開発しており、かつ、令和5年度にIP-VPN に対応した通信機器に交換する計器盤改造の施行者でもあり、他の業者では対応できないため（「契約の性質又は目的が競争入札に適しない」）。 （地方公営企業法施行令第21条の13第１項第２号に該当）
27	神戸市工業用水道 計器盤に関する受水企業への対応業務	水道局給水課 神戸市中央区橘通3-4-2 ℡：078-341-5606	2026年4月1日	株式会社KWS 神戸市中央区加納町３丁目11－4　KEN2ビル202	2,040,500	受水企業でのトラブルに関する現場対応や、メーター更新時の計器盤改造、給水廃止時のメーター及び計器盤撤去を行うもので、「工業用水道水量遠隔監視システム及びサーバー」と連携した計器盤等のシステムにノウハウを有している委託先しか、トラブル対応や計器盤改造等を行えないため（「契約の性質又は目的が競争入札に適しない」）。 （地方公営企業法施行令第21条の13第１項第２号に該当）

委託契約における特命随意契約の結果について
（地方公営企業法施行令第21条の13第１項第３号又は第４号の規定に基づく契約を除く）

No.	案件名称	担当部署 所在地／問合せ先	契約日	契約の相手方名 所在地	契約金額 （円）	随意契約理由 （根拠法令）
28	神戸市工業用水道における 令和8年度水道メーター更新監理業務	水道局給水課 神戸市中央区橘通3-4-2 TEL：078-341-5606	2026年4月1日	一般財団法人　神戸市水道サービス公社 神戸市須磨区大池町５丁目６番３０号	8,147,700	局職員のマンパワー・技能の制約もあり、水道施設の更新需要が増大する中で、本市においてより基幹的な業務に注力していく必要がある。そのような政策環境の中本市が100%出損し、水道局職員と同等の技術力を有する委託先候補に依頼しようとするものであるため（「契約の性質又は目的が競争入札に適しない」）。また、受水企業の操業や公道部（他の受水企業への支障含む）に赤水の発生等の影響を及ぼさないよう、大口径バルブの操作を行う技術・経験を有していることが必要であるため。 （地方公営企業法施行令第21条の13第１項第２号に該当）
29	指定給水装置工事事業者の更新に関する業務	水道局給水課 神戸市中央区橘通3-4-2 TEL：078-341-5606	2026年4月1日	一般財団法人　神戸市水道サービス公社 神戸市須磨区大池町５丁目６番３０号	6,121,500	局職員のマンパワーの制約もあるため、水道施設の更新需要が増大する中で、本市においてより基幹的な業務に注力していく必要がある。 そのような政策環境の中、本市が100%出損し、水道局職員と同等の技術力を有する委託先候補公社に依頼しようとするものである。 また、更新手続きに際し指定を受けようとする業者への指導を行うため、委託候補先自身に私企業にはない公共性も必要であるため（「契約の性質又は目的が競争入札に適しない」）。 （地方公営企業法施行令第21条の13第１項第２号に該当）
30	学が丘中層配水場・福谷中層配水場建築施設維持修繕工事に係る設計及び施工等業務	水道局浄水統括事務所設備課 神戸市兵庫区楠谷町17-1 TEL：078-351-2414	2026年4月10日	一般財団法人　神戸市水道サービス公社 神戸市須磨区大池町5-6-30	13,465,100	・公共工事の品質確保の促進に関する法律（以下品確法）第22 条の規定により、自ら発注関係事務を適切に実施することが困難であると認めるときは、発注関係事務を行うことができる者の能力を活用するよう努めなければならないとされている。 ・本業務は、配水場の重要施設内での工事を行うものであり、本市水道施設の構造(構造及び材質等)への知見・知識や安全及び品質確保への理解が求められる。 ・老朽化する建築施設の修繕等の需要が年々増大するなか、計画的かつ安全に業務を遂行する必要がある一方で、水道施設は、施設数が多いだけでなく様々な用途や機能をもつ特殊な建築物である。市内部での体制の確保が難しい状況下において、水道事業に特化した専門的知識のある外部組織の活用を図る必要がある。 上記より、本市職員と同等の技術力、対応力を有し、公平性と中立性の確保や守秘義務を果たすことができるとともに、本市水道事業に特化した専門的知識のある外部組織の活用が必要である。 （地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当）

委託契約における特命随意契約の結果について
（地方公営企業法施行令第21条の13第１項第３号又は第４号の規定に基づく契約を除く）

No.	案件名称	担当部署 所在地／問合せ先	契約日	契約の相手方名 所在地	契約金額 （円）	随意契約理由 （根拠法令）
31	会下山グラウンド･テニスコート市民開放業務	水道局浄水統括事務所施設課 神戸市兵庫区楠谷町17-1 ℡：078-351-2414	2026年4月1日	一般財団法人　神戸市水道サービス公社 神戸市須磨区大池町5-6-30	10,948,300	・業務の履行場所は、現在供用中の水道施設内にあるため、水質の安全性の確保 、施設の保安上の配慮、衛生上必要な措置等を講じなければならず、市民開放業務 を行うにあたり水道局と迅速かつ的確な調整が必要であり、必然的に水道局と同等の関係法令に対する知識や経験などを併せ持つことが求められる。 ・毎月実施する抽選業務は、抽選会の運営のみならず、抽選そのものに対する中立性・公平性が担保され、かつ利用者からの信頼を確保しなければならない。 ・市民からの 問い合わせに対しては、市民開放に至るまでの経緯等も踏まえた上での適宜適切な判断・対応が求められる。 （地方公営企業法施行令第21条の13第１項第２号に該当）
32	管路情報管理システム整備業務及び給水設計台帳システム保守業務	水道局北部水道管理事務所 神戸市北区日の峰1-14-1 ℡：078-958-5290	2026年4月1日	コンピューターシステム株式会社 愛媛県松山市一番町3-2-11	46,653,200	当該システムは、ドコモシステムズ㈱が開発（神戸市仕様にカスタマイズ含む）し、令和２年４月１日から当該委託先に権利譲渡が行われた為、現在、システムのアップデート等の作業を行うことができる唯一の者であり、競争入札に適さないため。 （地方公営企業法施行令第21条の13第１項第２号に該当）